

後期高齢者医療制度は、長野県の全市町村で構成する長野県後期高齢者医療広域連合が「保険者」として運営します。

村は、保険料の徴収や各種相談及び申請・届出等の受付業務を行っています。

対象(被保険者)となる方

●75歳以上の方

・75歳の誕生日当日から被保険者となります。

●65歳から74歳で、一定程度の障がいがあり、加入を希望する方

・市町村担当窓口へ申請し、長野県後期高齢者医療広域連合の認定を受ける必要があります。
(申請日から制度加入となります。過去にさかのぼっての認定はできません。)

▶一定程度の障がいのある方とは

- ・国民年金などの障害年金1、2級を受給している方
- ・身体障害者手帳の1～3級と4級の一部の方
- ・精神障害者保健福祉手帳の1、2級の方
- ・療育手帳のA(重度)の方



※今まで加入していた保険で限度額適用・標準負担額減額認定証または特定疾病療養受療証の交付を受けていた方は、改めて長野県後期高齢者医療広域連合の認定を受ける必要があります。

※今まで加入していた健康保険からは脱退することになります。

※生活保護を受けている方は加入しません。

後期高齢者医療被保険者証

保険証は、一人に1枚交付されます。

医療機関にかかるときは、必ず提示してください。

- 保険証は、75歳になる誕生日までに交付されます。
- 保険証を紛失したり、破損してしまったような場合は再交付しますので、市町村の担当窓口へ申し出てください。
- 保険証は、毎年8月1日付で定期更新されます。また、一部負担金の割合に変更がある場合など保険証の記載事項に変更があった場合は、有効期限の期間内であっても保険証が差し替え(変更)となります。

差し替え(変更)前の保険証は、以降使用せずに速やかに市町村の担当窓口へ返還してください。



※平成28年8月からは、桃色になります。



医療費一部負担の割合 所得に応じた負担割合が計算されます。

加入者の保険料が財源 医療費全体の1割を加入者の保険料で負担しますが、残りは公費5割、若い世代4割の支援から成り立っています。

保険料の計算方法 平成28・29年度の年間保険料は均等割額：40,907円、所得割率：8.30%の合計です。保険料の軽減措置は、均等割り軽減(2割・5割・8.5割・9割)と、所得割額軽減(5割等)があります。

※ご不明な点は、小川村役場 住民福祉課 社会福祉係 後期高齢者医療担当までご相談ください。 ☎026-269-2323